



宮 崎 県 公 報

平成31年3月14日(木曜日) 第 3080 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2	
○指定障害児通所支援事業の廃止 (2件) …… (“) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (“) 3	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (“) 3	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同	

意 (2件) …… (水産政策課) 3	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 4	
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 4	
選挙管理委員会告示	
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4	
○政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 192号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ファミリー薬局	串間市大字西方6590番地4	平成31年2月1日

宮崎県告示第 193号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204398	介護老人保健施設 こんにちわセンター	宮崎県都城市牟田町4街区10号	医療法人魁成会	宮崎県都城市松元町15街区10号	平成31年2月1日	訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 194号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204398	介護老人保健施設	宮崎県都城市牟田	医療法人魁成会	宮崎県都城市松元	平成31年2月1日	介護予防訪問リ

こんにちわセンタ ー	町4街区10号	町15街区10号	ハビリテーショ ン
---------------	---------	----------	--------------

宮崎県告示第 195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サ ー ビ ス 業 所		指定居宅サ ー ビ ス 業 者		廃止 年 月 日	サー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事 務 所 の 所 在 地		
4570203069	訪問介護事業所 泉えん	宮崎県都城市上長 飯町5205番地 135	一般社団法人泉え ん	宮崎県都城市上長 飯町5205番地 135	平成31年2月26日	訪問介護
4571900614	訪問介護事業所 あけぼの	宮崎県東諸県郡国 富町木脇1462番地	社会福祉法人国富 福祉会	宮崎県東諸県郡国 富町木脇1462番地	平成31年2月28日	訪問介護

宮崎県告示第 196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事 務 所 の 所 在 地		
4550200499	放課後等デイサー ビスとしみ	都城市年見町30- 1-2-1	社会福祉法人キャ ンパスの会	都城市南鷹尾町13 街区2号	平成31年3月1日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 197号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃止 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事 務 所 の 所 在 地		
4550400032	児童発達支援事業 所 さんぼ	日南市中平野1丁 目7番2	特定非営利活動法 人さんぼ	日南市中平野1丁 目7番2	平成31年2月12日	児童発達支援

宮崎県告示第 198号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300166	児童発達支援事業所 まんまる	延岡市大貫町4丁目1332番地	特定非営利活動法人SUNクラブひまわり	延岡市野地町4丁目3535番地1	平成31年2月28日	児童発達支援 保育所等訪問支援

宮崎県告示第 199号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
永野 秀	医療法人慶明会おび中	日南市	リハビリテーション	平成31年3月1日

	中央病院		ン科	
田原 正路	医療法人慶明会おび中央病院	日南市	内科	平成31年3月1日

宮崎県告示第 200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201363	モジラ・テラス	都城市上東町3875番地	社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市丸谷町4670番地	平成31年3月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 201号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成31年1月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 (有) 共漁水産 代表取締役 束尾 重信 宮崎市 矢部 廣一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業、小型定置漁業及び機船船びき網漁業

宮崎県告示第 202号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成31年1月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 和田 實 東臼杵郡門川町 浜田 秀一
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月14日から同年同月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字大久 保1226番10 地先から同 郡同町同大 字同字1239 番4地先ま で	旧	4.6～ 16.3	159.0
				新	12.4～ 34.3	149.9

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月14日から同年同月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字大久 保1226番10 地先から同 郡同町同大 字同字1239 番4地先ま	平成31年 3 月19日

			で	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 205号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成31年 3 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばき人の氏名	指定を取り消した売り さばきをする場所	指定取消年月 日
一般社団法人 宮崎市 庁友会	宮崎市橋通西一丁目1 番1号 宮崎市役所内	平成31年 2 月 28日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、鹿児島地区県営土地改良事業（高原町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 3 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 3 月14日から平成31年 4 月12日まで
- 縦覧場所
高原町役場農政畜産課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 <u>（平成30年11月16日現在）</u>			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 <u>（平成31年 2 月18日現在）</u>		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込

		人数			人数
[略]			[略]		
小林市東方森林体育館	小林市東方4738番地の1	50	小林市東方地区体育館	小林市東方4738番地1	75
[略]			[略]		
三ヶ野山体育館	[略]		三ヶ野山体育館	[略]	
今別府宮農研修施設	小林市野尻町紙屋2667番地4	75			
神谷川宮農研修施設	小林市野尻町紙屋2248番地	50			
下ノ原宮農研修施設	小林市野尻町東麓1683番地10	65			
鶴戸原宮農研修施設	小林市野尻町東麓 587番地6	65			
牟田原農業構造改善センター	小林市野尻町東麓3619番地8	80			
猿瀬構造改善センター	小林市野尻町東麓3115番地29	70			
佐土瀬宮農研修施設	小林市野尻町三ヶ野山3627番地3	45			
小坂農業集会所	小林市野尻町三ヶ野山1301番地13	50			
庄府地区農業集落多目的集会施設	小林市野尻町東麓5567番地20	50			
天境宮農研修施設	小林市野尻町東麓4860番地6	50			
跡瀬地区農事集会所	小林市野尻町東麓4053番地6	70			
[略]			[略]		
間柏原多目的集会センター	椎葉村大字下福良 375番地 205	50	鹿野遊ふれあいセンター	[略]	
鹿野遊ふれあいセンター	[略]		仲塔溪谷の館	椎葉村大字下福良1183番地	[略]
仲塔生活改善センター	椎葉村大字下福良1181番地1	[略]			
[略]			[略]		
梶尾生活改善センター	椎葉村大字大河内 289番地 130	100	梶尾の館	椎葉村大字大河内 185番地13	[略]
梶尾集落センター	椎葉村大字大河内 234番地2	[略]	本郷地区集会所	[略]	
本郷地区集会所	[略]				
矢立集会所	椎葉村大字大河内1302番地 149	50	[略]		
[略]			大いちょうふれあいセンター	椎葉村大字松尾 409番地5	[略]
松尾多目的集会センター	椎葉村大字松尾 396番地6	[略]			
松尾児童館	椎葉村大字松尾 409番地47	100	[略]		
[略]					

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

政見放送の回数を定める告示（平成7年宮崎県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2		別表第2	
1 テレビジョン放送		1 テレビジョン放送	
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>
株式会社宮崎放送	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>

<p>2 [略]</p> <p>別表第 3</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基幹放送事業者</th> <th style="width: 50%;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>	<p>2 [略]</p> <p>別表第 3</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基幹放送事業者</th> <th style="width: 50%;">候補者 1 人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>												
株式会社宮崎放送	<u>2</u>												
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>												
株式会社宮崎放送	<u>1</u>												